

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業

実 施 方 針

令和3年7月26日

岡崎市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容	1
第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	7
1 敷地に関する各種法規制等	7
2 施設要件	7
第3 事業者の募集及び選定に関する事項	9
1 募集及び選定の方法	9
2 審査及び優先交渉権者決定の手順	9
3 募集及び選定スケジュール	10
4 募集及び選定等の手続き	11
5 応募者の構成	12
6 応募者の備えるべき参加資格要件	14
7 SPC の設立等	17
8 提案審査書類の取扱	17
第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	19
1 リスク分担の方法等	19
2 業務品質の確保	19
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	20
1 疑義対応	20
2 紛争処理機関	20
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	21
1 事業の継続に関する基本的考え方	21
2 継続が困難となった場合の措置	21
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23
1 法制上及び税制上の措置	23
2 財政上及び金融上の支援	23
第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1 議会の議決	24
2 本事業において使用する言語、通貨単位等	24
3 参加に伴う費用負担	24
4 情報公開及び情報提供	24
5 問合せ先	24

別紙：リスク分担表（案）

様式－1 実施方針等説明会参加申込書

様式－2 実施方針等に関する質問書

様式－3 実施方針等に関する意見書

はじめに

岡崎市（以下「市」という。）は、（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本実施方針は、PFI 法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。また、市としては、ここに公表する実施方針及び関連資料に対し、質問・意見の受付及び回答、説明会等を通じ、民間事業者から幅広い意見や改善案が寄せられることを期待するとともに、それらを踏まえた形での事業実施を予定している。

第 1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容

(1) 事業名称

（仮称）岡崎市西部学校給食センター整備事業

(2) 公共施設の管理者

岡崎市長 中根 康浩

(3) 本事業の目的

現西部学校給食センターは老朽化が進行していることから、市は新たな給食センターの建設を予定している。整備に当たっては、衛生管理基準のさらなる向上や献立の充実、食物アレルギー対応食の提供等、学校給食の質の向上と給食提供環境の抜本的な改善を図ることとする。

本事業は、PFI 法に基づくものとし、施設整備に係る調査、設計、施工及び維持管理を一体的に実施し、民間事業者の持つ技術力やノウハウを活用することで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図り、岡崎市の児童生徒へより良質な給食を提供することを目的とする。

(4) 本事業の基本コンセプト

ア 食事内容の充実 ～児童生徒の実態をふまえた適切な栄養摂取や地場産物を取り入れた学校給食の提供～

- ・学校給食実施基準(学校給食法第 8 条)及び、本市の小中学生に実施した「児童・生徒の食生活実態調査」(平成 30 年 11 月)の結果を踏まえ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、各栄養素をバランス良く適切に摂取できる給食を提供し、健康の保持増進や食に関する指導につなげていきます。
- ・地場産物(岡崎市産、愛知県産)等を活用し、素材を生かした手作り献立を増やします。
- ・地場産物を積極的に使用し、多様な食材を適切に組み合わせ、食に関する指導や食事内容の充実を図ります。
- ・保温・保冷食缶を採用し、温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいままによる

適温給食を提供します。

イ 衛生管理の徹底と効率的な施設運営 ～HACCP の考え方に基づいた衛生管理の徹底～

- ・ HACCP の考え方に基づいた学校給食衛生管理基準（学校給食法第9条）による衛生管理を行います。
- ・ 調理場は温度 25℃、湿度 80%以下に保つように適切な換気と空調管理をします。
- ・ 検収責任者が学校給食衛生管理基準に基づいた確実な検収を行います。
- ・ 食品は適切な温度管理を行い、調理後 2 時間以内に給食できるようにします。

ウ 食物アレルギー対応食の提供 ～食物アレルギー疾患を有する児童生徒に対する給食の提供～

- ・ アレルゲン混入などを防止するため、食物アレルギー専用食缶や食物アレルギー対応食専用の調理室を整備し、安全性の高い給食を提供します。
- ・ 市内で統一した食物アレルギー対応を実施するために、卵及び乳の除去食の提供を行います。
- ・ 卵及び乳以外に対応品目を増やし、既存学校給食センターへのアレルギー対応食の提供も目指します。

エ 食の情報発信 ～食の情報発信機能を活用した食育の推進～

- ・ 学校給食センターを食育の拠点施設の 1 つと位置づけ、子どもは基より、保護者や地域の方も活用できるように、研修会、試食会、調理場見学などを実施し、食育の推進に寄与していきます。

オ 災害対応 ～自然災害等に対応する機能の整備～

- ・ 水害を想定し、2 階以上を避難施設として利用できるように整備します（風水害時は屋内、地震時は屋外を想定）。
- ・ 大規模災害発生時に、簡易な食事（おにぎり、味噌汁等）を提供します。

(5) 事業の内容

ア 施設概要

- ・ 事業用地：岡崎市筒針町字池田 87-1 他 16 筆
- ・ 敷地面積：9,622 m²（公簿）
- ・ 供給能力：約 8,000 食／日程度（食物アレルギー対応食を含む。）

イ 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理を行う方式（BTM: Build-Transfer-Maintenance）により実施する。なお、運営業務は、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下、「給食協会」という）へ別途委託とする。

ウ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 21 年 7 月末日までとする。

エ 事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおり想定している。

なお、具体的な業務の内容及びその他詳細については、後日公表する募集要項等（募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）をいう。以下同じ。）において示す。

(7) 施設整備業務

- a 事前調査業務及びその関連業務
- b 設計業務及びその関連業務
- c 建設工事及びその関連業務
- d 工事監理業務
- e 運営備品等調達業務
- f 近隣対応・対策業務

(4) 開業準備業務

(7) 維持管理業務

- a 建物維持管理業務
- b 建築設備維持管理業務
- c 調理設備維持管理業務
- d 外構等維持管理業務
- e 清掃業務
- f 警備業務

オ 市が行う業務

運営業務は市の業務範囲とする。なお、運営業務のうち「市が直営で実施する業務」と「市が別途委託する業務」の区分は次のとおりである。

(7) 市が直営で実施する業務

- a 献立作成・栄養管理業務
- b 衛生管理業務
- c 食育業務
- d 食数調整業務
- e 広報業務
- f 給食費の徴収管理業務
- g 配送校の調整業務

- h 食物アレルギー対応業務
- i 廃棄物処理業務

(イ) 市が別途委託する業務

以下の業務のうち、給食協会は「e 配送及び回収業務」及び「j 配送車両調達・維持管理業務」以外を実施する予定である。

- a 検収業務
- b 食材調達業務
- c 給食調理業務
- d 洗浄等業務
- e 配送及び回収業務
- f 学校配膳室業務
- g 残食計量業務
- h 清掃業務
- i 運営備品等更新業務
- j 配送車両調達・維持管理業務
- k 献立作成支援業務
- l 食育支援業務
- m 広報支援業務
- n 衛生管理業務
- o 廃棄物処理業務

キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、以下のとおり、(仮称)岡崎市西部学校給食センター(以下「給食センター」という。)の施設整備に係る対価、開業準備に係る対価及び維持管理に係る対価(以下、これらを総称し「サービス対価」という。)から構成される。

なお、詳細については、募集要項等において示す。

- (ア) 事業者が実施する給食センターの施設整備に係る対価のうち一定の額について、市は、給食センターの引渡し後に一括で事業者を支払う。
- (イ) 事業者が実施する給食センターの施設整備に係る対価のうち上記(ア)の一括払いの額を控除した額について、市は、給食センターの引渡し後から事業期間終了までの間、割賦払いにて事業者を支払う。
- (ウ) 事業者が実施する開業準備及び維持管理に係る対価について、市は、維持管理期間にわたって事業者を支払う。維持管理に係る対価は、年4回に分けて支払うこととし、物価変動等を勘案して年1回改定検討を行う。
- (エ) 維持管理に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。

(オ) 市は、事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、原則としてサービス対価を減額する。

ク 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

ケ 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

・ 事業契約の締結	令和 4 年 9 月
・ 事業期間	事業契約締結日～令和 21 年 7 月末日
・ 設計、建設期間	事業契約締結日～令和 6 年 6 月末日
・ 開業準備期間	令和 6 年 7 月～令和 6 年 8 月下旬
・ 供用開始日	令和 6 年 8 月下旬
・ 維持管理期間	令和 6 年 8 月下旬～令和 21 年 7 月末日

コ 事業期間終了時の措置

事業期間の終了後、事業者は、給食センターを募集要項等に示す良好な状態で市に引き継ぐこと。

サ 実施方針の変更

市は、実施方針公表後における民間事業者からの意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針の内容を見直し、実施方針の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を市ホームページ (<https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1575/1659/p029461.html>) において公表する。

2 特定事業の選定及び公表

(1) 特定事業選定の基本的考え方

市は、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減やサービスの向上が図られ、効率的かつ効果的に実施できると判断したときは、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 効果等の評価

市の財政負担見込額の算定については、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出し、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

サービスの水準については、できる限り定量的に行うこととするが、定量化が困難な場合は、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本事業を特定事業と選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せ、速やかに公表する。また、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととしたときも同様に公表する。

第2 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

- (1) 事業用地 : 岡崎市筒針町字池田 87-1 他 16 筆
- (2) 地域地区 : 市街化調整区域
- (3) 土地の所有 : 市有地
- (4) 敷地面積 : 9,622 m² (公簿)
- (5) 法定建蔽率 : 60%
- (6) 法定容積率 : 200%
- (7) 上水道 : 敷地周囲の道路に敷設有り (宅内引込管なし)
- (8) 下水道 : 敷地北側道路に敷設有り (宅内引込管なし)
- (9) 雨水排水 : 敷地西側に排水路有り
- (10) ガス : 敷地北側道路に敷設有り
- (11) 周知の埋蔵文化財包蔵地 : 池田遺跡

2 施設要件

給食センターの概要は、以下のとおりとし、詳細については、要求水準書において示す。

(1) 供給能力

約 8,000 食/日 (食物アレルギー対応食を含む。)

※配送校数は、供用開始時点で小学校 8 校、中学校 3 校とする。

(2) 献立方式

給食 : 3 献立制

ア 1 献立につき副食 3 品を調理する。

イ 食物アレルギー疾患等を持つ児童生徒には、食物アレルギー対応食を提供する。

ウ 食物アレルギー対応食は卵、乳の除去食を提供することとし、将来的には本市の食物アレルギー等を有する児童生徒数の推移を鑑みながら、給食の提供内容 (除去食品目の追加や代替食の対応等) について検討する。

(3) 施設形態

ア 原則、1 場 1 棟とする。

イ 給食エリアは、1 階配置とし、ドライシステムを採用する。

ウ 食物アレルギー対応食専用の調理室を設置する。

エ 炊飯設備は設けない。

(4) 食器・食缶等

ア 食器は、PEN 樹脂製とし、3 種類使用する。

イ 食缶は、65℃以上又は 10℃以下を保持できる機能を有する高性能断熱食缶とする。特

に、汁物やカレー等は、学校での配膳時において80℃以上を保持できるものとする。

ウ 食缶は、配送車が敷地内の専用車両等通路などの縦断勾配が急な箇所を通行する際に中身がこぼれないよう、パッキン付などの仕様とするとともに、児童生徒が握りやすく、火傷リスクに配慮した形状の持ち手のものとする。

(5) 配送方式等

ア 配送方式は、食器食缶混載配送方式を基本とする。

イ 調理済食品は、調理後2時間以内に児童生徒が喫食できるよう配送する。

(6) 洗浄・消毒・保管

食器及び食缶等の消毒・保管にあたっては、作業の合理化・効率化の観点を踏まえるものとする。

(7) 施設機能

給食センターの主な施設構成は、以下のとおりである。

表 主要諸室区域区分

区域区分		諸 室 等
一般 エリア	岡崎市及び給食協会 専用部分	職員用事務室、職員用更衣室、職員用トイレ、倉庫等
	共用部分	玄関、来客用トイレ、多目的トイレ、廊下、見学コーナー、会議室、テストキッチン、災害用備蓄倉庫 等
	事業者 専用部分	事務室、機械室、電気室、ボイラー室 等
給食 エリア	汚染作業 区域	【荷受・検収・下処理ゾーン】 荷受室、検収室、野菜前処理室、食品庫・調味料庫、調味料計量室、冷蔵室、冷凍室、肉・魚・卵下処理室、野菜・果物下処理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室、ゴミ庫、油庫 等 【洗浄ゾーン】 食器具・食缶等（コンテナ）回収前室、洗浄室、残渣庫、重汚染物洗浄室 等
	非汚染 作業区域	【調理ゾーン】 野菜等上処理室、果実類切裁室、添加物室、手作り準備室、揚物・焼物・蒸し物調理室、煮炊き調理室、和え物調理室、食物アレルギー専用調理室、容器・器具・運搬用カート等洗浄室 等 【配送・コンテナプールゾーン】 配送前室、コンテナ室 等
	その他の区域	休憩室、食堂、洗濯・乾燥室、汚染作業区域前室、非汚染作業区域前室、調理員用トイレ、調理員用更衣室、倉庫、配送車運転手控室 等

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

市は事業者の募集及び選定に当たっては競争性・透明性の確保を配慮した上で公募型プロポーザル方式により行う。

2 審査及び優先交渉権者決定の手順

審査及び優先交渉権者の決定は、以下のとおり行うものとし、詳細については、募集要項等において示す。

(1) 審査の手順

ア 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

イ 参加資格審査は、応募者の参加資格について、市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき行う。

ウ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、審査基準書に従い、市が提案価格の確認及び基礎審査を行う。

エ 基礎審査を通過した応募者からの提案内容について性能審査及び価格審査を行い、最優秀提案者を選定する。なお、応募者が1グループの場合でも、上記の審査を通過した場合は最優秀提案者として選定する。

(2) 事業者選定審査委員会の設置（令和3年4月20日設置）

市は、学識経験者等で構成する「岡崎市西部学校給食センター整備事業者選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）」を設置する。

選定審査委員会では、応募者の提案内容を評価し、最優秀提案者を選定する。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。なお、優先交渉権者との契約が不調となった場合、市は次点者と契約協議を行う。

3 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュールは、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
令和3年7月26日	実施方針の公表
令和3年8月3日	要求水準書（案）の公表
令和3年8月24日	実施方針等説明会の開催
令和3年8月31日	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和3年9月21日	実施方針等に関する質問・意見の回答
令和3年10月上旬	特定事業の選定・公表
令和3年10月上旬	募集要項等の公表
令和3年10月下旬	募集要項等に関する質問受付締切
令和3年11月中旬	募集要項等に関する質問に対する回答
令和3年12月中旬	参加資格審査書類の受付締切
令和4年1月上旬	参加資格審査結果の通知
令和4年1月中旬	対面対話の実施
令和4年2月上旬	提案審査書類の受付締切
令和4年3月下旬	優先交渉権者の決定・公表
令和4年4月下旬	基本協定締結
令和4年6月下旬	仮契約の締結
令和4年9月下旬	事業契約の締結

4 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。詳細については、募集要項等において示す。

(1) 実施方針等説明会の実施

実施方針等に関する説明会を以下のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について市の考え方の説明を行う。

説明会日時	令和3年8月24日(火) 13時30分から
説明会会場	WEB開催とし、詳細は参加申込があった企業に連絡する。
当日連絡先	岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係 電話 (0564-23-6863)
参加申込期限	令和3年8月18日(水) 17時まで
参加申込方法	実施方針等説明会参加申込書(様式-1)に必要な事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
申込先	岡崎市教育委員会事務局 教育政策課 給食施策係 電話：0564-23-6863 FAX：0564-23-6558 E-mail：kyushoku@city.okazaki.lg.jp

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問・意見を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期限

令和3年8月31日(火)まで

イ 受付方法

実施方針等に関する質問書(様式-2)及び意見書(様式-3)に記入の上、岡崎市教育委員会事務局教育政策課給食施策係まで、原則として、電子メールでのファイル添付により提出すること。

ウ 公表

受け付けた質問・意見に対する回答は、質問者、意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者、意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、特定事業の選定時までに市ホームページにおいて公表する。

また、提出のあった意見等について、趣旨の確認のため必要と判断した場合には、個別ヒアリングを行う。

(3) 募集要項等の公表

本事業を特定事業として選定した場合は、募集要項等を、市ホームページにおいて公表する。

(4) 募集要項等に関する質問の受付・回答

募集要項等に記載の内容について質問を受け付ける。質問に対する回答は、市ホームページにおいて公表する。

(5) **参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知**

本事業への参加資格審査書類を受け付ける。資格審査の結果は、応募者に通知する。

(6) **提案審査書類の受付**

資格審査通過者に対し、提案審査書類の提出を求める。

(7) **優先交渉権者の決定・公表**

審査結果及び優先交渉権者については、速やかに提案審査書類提出者に通知するとともに公表する。なお、事業者の募集、審査及び選定において、提案審査書類提出者がいない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

(8) **基本協定の締結**

市と優先交渉権者は、本事業に関する基本的事項を定めた基本協定を締結する。この基本協定の締結により、優先交渉権者を事業予定者とする。

(9) **事業契約の締結**

市と事業予定者は、基本協定に基づいて事業実施の詳細条件を協議、調整し、事業予定者が本事業を実施するために設立した特別目的会社（以下「SPC」という。）又はコンソーシアムと事業契約を締結する。

※ **直接協定の締結**

金融機関等からの融資がある場合は、市と融資予定者が、事業契約及び融資契約の内容について協議・調整し、直接協定（ダイレクト・アグリーメント）を締結することがある。

5 応募者の構成

(1) **応募者の構成と定義**

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループとする。

なお、構成員以外の者がSPCの出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の50%未満とする。

	SPC を設立する場合	SPC を設立しない場合
構成員	応募者のうち、SPC に出資を予定しており、SPC から直接、受託または請け負うことを予定する法人	応募者のうち、全ての法人
協力企業	応募者のうち、SPC に出資をせず、SPC から直接、業務を受託または請け負う法人をいう	協力企業は想定しない

(2) 構成員等の明示

応募者は、参加資格審査書類の提出時に、構成員及び協力企業を明示するものとする。

また、構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる一法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 複数業務の実施

応募者の構成員又は協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成員又は協力企業が、他の応募グループの構成員及び協力企業と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。

なお、市が事業予定者との事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成員又は協力企業が、事業者の業務等を受託することは可能とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(5) 構成員及び協力企業の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、6(3)の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

6 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならない、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。

また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、本実施方針公表以降に、本事業に関連する内容として選定委員及び給食協会に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

(1) 共通の参加資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

イ 参加資格確認基準日から基本協定締結日（優先交渉権者の選定がなかったときは、この募集の終了を宣言した日）までの間に、市の指名停止処分を受けている者でないこと。

ウ 市町村税を滞納していない者であること。

エ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

オ 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者、手形交換所による取引停止になっている者、その他の経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

カ PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本金若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。

- ・株式会社日建設計総合研究所
（所在地：東京都千代田区飯田橋二丁目 18 番 3 号）
- ・日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社
（所在地：東京都文京区後楽一丁目 4 番 27 号）
- ・関西法律特許事務所
（所在地：大阪市中央区北浜二丁目 5 番 23 号）
- ・株式会社みやこ不動産鑑定所

(所在地：大阪市北区西天満四丁目4番12号600号室)

ク 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関係がある者ではないこと。

ケ 参加資格確認基準日から基本協定締結日までの期間において、「岡崎市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年2月24日付け岡崎市長・岡崎市教育委員会教育長・愛知県岡崎警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者ではないこと。

(2) 個別の参加資格要件

応募者の構成員及び協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

ア 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

(ア) 令和3、4年度の「岡崎市競争入札参加資格者名簿(種別：設計コンサルタント)」

の申請区分 業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成23年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設(学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)に定める共同調理場の設計実績(実施設計)を有すること。

(エ) 平成23年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有すること。

イ 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示す(ア)及び(イ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(ウ)及び(エ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

(ア) 令和3、4年度の「岡崎市競争入札参加資格者名簿(種別：設計コンサルタント)」

の申請区分 業種：「建築設計」若しくは「設備設計」に登載されている者であること。

(イ) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成23年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設(学校給食法施行令(昭和29年政令第212号)に定める共同調理場の工事監理実績を有すること。

(エ) 平成23年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有すること。

ウ 建設業務を行う者

建設業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の建設企業で実施する場合は、以下に示す(ア)、(イ)及び(ウ)の要件については、全ての企業でいずれにも該当し、(エ)及び(オ)の要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

- (ア) 令和3、4年度の「岡崎市競争入札参加資格者名簿（種別：建設工事）」に登録されている者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- (ウ) 岡崎市入札参加資格者名簿に登録された建築工事（業種：建築）の有資格者のうち、市内に建設業法上の主たる営業所を有する者（市内業者）は、岡崎市総合評定値1200点以上であること。それ以外の者は、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値（経営事項審査総合評定値）1400点以上であること。ただし複数で参加する場合は、主たる建築企業以外の企業の総合評定値が900点以上であること。
- (エ) 平成23年4月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。）の施工実績を有すること。
- (オ) 平成23年4月以降に竣工した延床面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有すること。

(3) 構成員及び協力企業の変更・参加資格の喪失

応募者の構成員及び協力企業が参加資格確認基準日から基本協定締結日までの間に、構成員及び協力企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成員及び協力企業の変更」という。）を希望する場合や、応募者の構成員及び協力企業の一部又は全部が上記(1)、(2)の参加資格要件を満たさなくなった場合（以下、「参加資格の喪失」という。）、当該応募者は速やかに市に申し出なければならない。

ア 構成員及び協力企業の変更に係る取り扱い

参加資格確認基準日以降の応募者の構成員及び協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、市は下記(4)の特例を適用する場合がある。

イ 参加資格の喪失に係る取り扱い

参加資格確認基準日以降、応募者の構成員及び協力企業の一部又は全部が参加資格の各要件を喪失したとき（以下、「参加資格の喪失」という。）は、原則として失格とする。ただし、応募者が参加資格を喪失した構成員及び協力企業の変更について申請した場合、市は下記(4)の特例を適用する場合がある。

(4) 構成員及び協力企業の変更に係る特例

ア 参加資格確認基準日から提案書類提出日の前日まで

- (ア) 市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成員及び協力企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の構成員及び

協力企業の参加資格を確認した上で、提案書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員、協力企業で設計業務、建設業務、工事監理の業務を行う者は、「第3 6(2)個別の参加資格要件」のうち、「ア(ア)」、又は「イ(イ)」、又は「ウ(ウ)」の要件を既に満たしている者でなければならず、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。

- (イ) 前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 提案書類提出日から基本協定締結日まで

(ア) 市は、提案書類提出日以降に応募者の構成員及び協力企業（代表企業を除く。）の一部が参加資格を喪失した場合で応募者が構成員及び協力企業の変更（参加資格を喪失した構成員及び協力企業の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成員及び協力企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、基本協定締結日までにこれを承認することがある。

- (イ) 前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

7 SPC の設立等

- (1) 事業予定者は、SPC を設立する場合、事業契約締結までに会社法（平成 17 年法第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50%を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は、出資者中最大となるものとする。なお、SPC は、岡崎市内に設立するものとする。
- (2) SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- (3) 構成員は、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、SPC の株式について、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

8 提案審査書類の取扱

(1) 著作権

提案審査書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

第4 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の方法等

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者とのリスク分担は、原則として別紙「リスク分担表(案)」によることとする。具体的内容については、実施方針に対する意見等の結果を踏まえ、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

2 業務品質の確保

(1) 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準書として提示する。

(2) 事業者による業務品質の確保

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。詳細については、要求水準書において示す。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、事業者が実施する設計、建設、維持管理の各業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、募集要項等において示し、詳細については事業契約書において定めるものとする。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者が実施する設計、建設、維持管理の水準が市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行う。

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

2 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的考え方

事業予定者においては、SPC の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

2 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由の場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、募集要項等において示す。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書において定める。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置

- (1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市は、これを無償で使用させる。
- (2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

2 財政上及び金融上の支援

- (1) 財政上及び金融上の提案については、応募者が自らのリスクで実行することとする。
- (2) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。また、市が想定する交付金が得られない場合は、その金額については施設整備費の対価から除き、その相当分は、事業期間を通じて平準化して支払うことを想定している。

第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為に関する議案を令和4年岡崎市議会3月定例会に、また、契約に関する議案を令和4年岡崎市議会9月定例会に提出することを想定している。

2 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

3 参加に伴う費用負担

参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	岡崎市教育委員会 事務局 教育政策課 給食施策係
住 所	〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地
電 話	0564-23-6863
F A X	0564-23-6558
E-mail	kyushoku@city.okazaki.lg.jp
岡崎市ホームページアドレス	https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1575/1659/p029461.html

別紙

リスク分担表（案）

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
共通	政策転換リスク		1	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	●	
	制度 関連 リスク	法令リスク	2	本事業に直接係わる法制度等の新設・変更等に関するもの	●	
			3	上記以外のもの		●
			4	本事業に直接係わる税制度・許認可の新設・変更に関するもの及び PFI 事業に特定のな税制度の新設及び変更	●	
		税制度リスク	5	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	●	
			6	その他の税制変更に関するもの(例: 法人税率の変更)		●
			7	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの)	●	
		許認可取得リスク	8	許認可の遅延に関するもの(市で取得するもの以外)		●
			社会 リスク		9	本件施設の設置・運営に関する反対運動の訴訟・要望に関するもの
	住民対応リスク	10	上記以外のもの(事業者が行う調査、建設、維持管理・運営に関するもの)		●	
		環境保全リスク	11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		●
	第三者賠償リスク		12	事業者が行う業務に起因する第三者への賠償		●
			13	施設の劣化及び維持管理の不備による第三者への賠償		●
	債務 不履行 リスク	市の責によるもの	14	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	●	
			15	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		●
		事業者の責によるもの	16	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		●
	不可抗力リスク		17	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	●	
			18	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するもの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		●
	金利リスク		19	基準金利確定前の金利変動に関するもの	●	
			20	基準金利確定後の金利変動に関するもの		●
	物価変動リスク		21	建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減	●	●
			22	維持管理期間中における一定の範囲を超える物価変動(インフレ・デフレ)に伴う事業者の費用の増減	●	●
	情報流出リスク		23	市の責めによる個人情報等の流出	●	
			24	事業者の責めによる個人情報等の流出		●
	要求水準未達リスク		25	要求水準の不適合に関するもの		●
	募集要項リスク		26	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
	提案価格リスク		27	提案価格の負担に関するもの		●
	契約締結リスク		28	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	●※1	●※1
	資金調達リスク		29	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	●	
			30	事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		●
設計・ 建設 段階	設計・ 調査 リスク	調査リスク	31	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	●	
			32	上記以外の測量、調査に起因するリスク		●
		設計リスク	33	市の指示・判断の不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)	●	
			34	上記以外の要因による不備・変更に関するもの(コスト増加や完工の遅延)		●
	建設 リスク	発注者責任リスク	35	事業者の発注による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの		●
			36	市の要求による工事請負契約の内容及びその変更に関するもの	●	
		用地リスク	37	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		●
			38	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの(市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壤汚染及び地中障害物は除く)	●	
			39	事業用地の土壤汚染及び地中障害物等に関するもの(上記を除く)		●
工事遅延・未完 工リスク	40	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	●			
	41	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		●		

段階	リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
					市	事業者
	工事費増大リスク	工事費増大リスク	42	市の指示による工事費の増大に関するもの	●	
			43	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		●
		工事監理リスク	44	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		●
			45	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
	什器備品等調達・納品遅延リスク	46	市が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの	●		
		47	事業者が調達する什器備品等の調達・納品遅延に起因するもの		●	
	維持管理段階※4	コストリスク	48	市の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大	●	
			49	事業者の責に帰する事業内容・用途の変更に起因する業務量及び費用の増大		●
		技術革新リスク	50	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化の内、市の指示により発生する増加費用	●	
			51	上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用		●
施設瑕疵リスク		52	瑕疵担保期間中に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの		●	
		53	瑕疵担保期間外に施設に隠れた瑕疵が見つかったことに関するもの	●※2		
施設の性能維持リスク		54	事業期間中における施設の性能確保に関するもの		●	
施設損傷リスク		55	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		●	
		56	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による		
		57	第三者(本件施設の利用者を含む)による施設の損傷※3	●※3	●※3	
修繕費コストリスク	58	事業期間内に発生した修繕で、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するもの		●		
事故リスク	59	市が行う業務に関する事故等に起因するもの又は市の責に帰すべき事由によるもの	●			
	60	事業者が行う業務に関する事故等に起因するもの又は事業者の責に帰すべき事由によるもの		●		
事業終了段階	事業の中途終了リスク	61	市の債務不履行に起因する契約解除	●		
		62	事業者の債務不履行に起因する契約の解除(一部解除を含む)		●	
	施設の性能確保リスク	63	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		●	
	移管手続きリスク	64	事業契約満了時の移管手続き、業務引継ぎ及び事業者側の清算手続きに要する費用に関するもの		●	

※1: 契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

※2: 当該瑕疵について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

※3: 事業者の善管注意義務違反、管理義務の懈怠によって引き起こされた第三者の施設損傷リスクは事業者、それ以外は市の負担とする。

※4: 維持管理段階における建物や厨房設備に関する不具合等について、運營業務を担う給食協会に起因するものは除くものとする。詳細については募集要項等公表時に示す事業契約書(案)に基づき、優先交渉権者決定後、市及び給食協会と協議し決定する。